

富士川町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年3月

富士川町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年度、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「富士川町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーとする「富士川町通学路安全推進会議」を設置しました。

- ・ 富士川町教育委員会教育長
- ・ 富士川町教育委員会教育総務課
- ・ 鯉沢警察署交通課
- ・ 国土交通省甲府河川国道事務所交通対策課
- ・ 山梨県峡南建設事務所道路課
- ・ 富士川町役場建設課
- ・ 富士川町役場農林振興課
- ・ 富士川町役場防災課
- ・ 各小中学校教頭

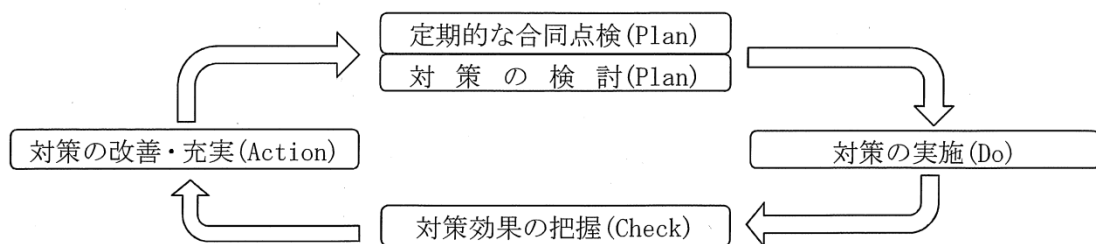
3. 取組方法

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路の安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

○合同点検の実施時期等

- ・町内の小中学校、それぞれ年1回、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点箇所を設定し、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、次年度の当初予算へ反映させるため、9月末までに行います。

○合同点検の体制

- ・教育委員会、学校、道路管理者、役場交通担当、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 定期的な合同点検 (Plan)

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、道路（歩道）整備や注意喚起（看板設置・路面標示等）のようなハード対策や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか等を確認するため、学校、保護者への聞き取り調査など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実に図ります。

4. 対策箇所一覧表・対策箇所図の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

様式1 通学路安全対策実施一覧表

様式2 通学路安全対策箇所図